

## 静岡県告示第817号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃）使用禁止区域を指定したので、同条第12項により読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和3年10月29日

静岡県知事 川勝平太

### 1 熱川温泉別荘地特定猟具（銃）使用禁止区域

#### (1) 区域

町道奈良本2号線と町道大川奈良本線との交点を起点として、同地点から町道奈良本2号線を北西進し濁川との交点（片倉橋）に至り、同地点から濁川に沿って北進し尾根に至り、同地点から柏木山に至る、尾根に沿って東進し柏木山頂に至り、同地点から約700メートル南進し、町道大川奈良本線との交点に至り、同地点から町道大川奈良本線に至って約50メートル西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

#### (2) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

#### (3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

### 2 高通山特定猟具（銃）使用禁止区域

#### (1) 区域（区域表示の変更）

松崎町と南伊豆町との町境と国道136号線との交点を起点とし、町境を高通山山頂に向けて西に進み山頂に至り、山頂から町境を南西に下り、波勝崎遊歩道との交点に至る。同地点から波勝崎遊歩道を遊歩道に沿って北に進み、風早橋に至り、同橋から沢に沿って東進し尾根に至る。尾根伝いに南進し山頂に至り、山頂から町道雲見伊浜線に向けて尾根伝いに東に進み国道136号線との交点に至り、国道136号線を南伊豆方面に南進し起点に至る線で囲まれた一円の地域。

#### (2) 存続期間

令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

#### (3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

### 3 伊東市城ヶ崎特定猟具（銃）使用禁止区域

#### (1) 区域（区域表示の変更）

国道135号と伊東市八幡野1754番地の7待避所との交点を起点とし、同地点から100m南進し、赤沢区と八幡野区との区境界に沿って海岸線に至り、同地点から海岸線に沿って北東進し、伊東市八幡野小学校野鳥愛護林鳥獣保護区の境界に至り、同地点から同愛護林の境界線に沿って北東進して海岸線に至り、同地点から海岸線に沿って北東進し、伊東市対島特定猟具（銃）使用禁止区域との交点に至り、同地点から同禁止区域の境界線に沿って西進し、国道135号との交点に至り、同地点から国道135号に沿って南西進し起点に至る線で囲まれた区域。

(2) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

4 浅畑特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

市道川合加藤島線と市道川合南沼上自転車歩行者道線との交点を起点とし、市道川合南沼上自転車歩行者道線を西進して巴川を渡り、巴川右岸沿いに南進して安東川との合流点に至り、同合流点から安東川左岸沿いに西進し市道南千代田1号線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道観山排水路添線に至り、同所から同市道を斜川沿いに北東進し農道岳美1号線との交点に至り、同所から同農道を北西進し市道池ヶ谷南4号線を経て市道南大曲下3号線との交点に至り、同所から麻機鳥獣保護区との境界に沿って東進し同鳥獣保護区を左回りで辿り、農道遊水地外回り線と市道南3号線との交点に至り、同地点から同市道を北西進し市道麻機街道線との交点に至り、同所から同市道を北東進し県道山脇大谷線との交点に至り、同所から同県道を北東進し市道羽高2号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、市道北農協前線、北中の条池ヶ谷線を経て市道北宮の前2号線との交点に至り、同所から同市道に沿って東進し市道北東3号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道北水道2号線との交点に至り、同所から同市道を東進し農道上坂谷津隧道線に入り谷津トンネルを経て市道上土長尾線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、市道瀬名岩鼻線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、新田橋を渡り、市道瀬名土地区画20号線を経て、県道平山草薙停車場線との交点に至り、同所から同県道を南進し、市道瀬名7号線との交点に至り、同市道を南西進し、市道瀬名9号線との交点に至り、同所から同市道を西進し、水梨橋を渡り市道上土長尾線との交点に至り、同所から同市道を南進し、市道川合南沼上線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、起点に至る線により囲まれた区域。

(2) 存続期間

令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

5 坂口谷川特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

国道150号の坂口谷川西岸を起点として、同地点から坂口谷川西岸に沿って北進し、東名高速道路との交点に至り、同地点から同高速道路に沿って東進し、県道吉田大東線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南進し、市道前玉吉田線との交点に至り、同地点から同市道、町道吉田坂部線を南進して、町道山の根元神明線との交点に至り、同地点から同町道、町道山の根元神明2号線、町道馬場東村線、町道森下浜河原線、町道浜河原2号線を南進して海岸に至り、同地点から同海岸に沿って西進し、坂口谷川河口を経て市道細江162号線の延長した交点に至り、同地点から同市道に沿って北進し、国道150号との交点に至り、同地点より同国道に沿って東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

6 磐南浄化センター特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

市道須恵新田1号線と駒場大中瀬線との交点を起点とし、同地点から駒場大中瀬線を東進し、旧仿僧川南特定猟具（銃）使用禁止区域との交点に至り、同地点から同特定猟具（銃）使用禁止区域を南進し、遠州灘鳥獣保護区境界を西進し、市道須恵新田1号線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

7 菊川カントリークラブ周辺特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

東海道新幹線と市道塩ノ谷2号線との交点を起点とし、市道塩ノ谷2号線を北上し、市道塩ノ谷8号線、市道塩ノ谷9号線、市道潮海寺富田線をとおり、市道寺尾本線を北上し、市道公文名富田線との交点に至る。市道公文名富田線を東進し、市道東富田線をとおり、東海道新幹線との交点に至り、東海道新幹線に沿って西進し起点に至る一円の区域。

(2) 存続期間

令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

8 大坂地区特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

県道相良・大須賀線と旧大須賀町との町境の交点を起点として、起点より町境を北進し市道鷺田糸繰線との交点に至り、同地点から市道鷺田糸繰線を東進し、市道旧県道掛川大東線との交点に至り、同地点から市道旧県道掛川大東線を北進し、市道三井幹線との交点に至り、同地点から市道三井幹線を北西に進み、市道三付南藪田線との交点に至り、同地点から市道三付南藪田線を東進し、市道三付藪田線、市道下寺部川原線、市道川久保・釜田線を経て、市道釜田線との交点に至り、同地点から市道釜田線を南進し、市道新川西線を経て市道西片線との交点に至り、同地点から市道西片線を東進し、下小笠川堤防との交点に至り、同地点から下小笠川堤防沿いに南進し、市道川久保・三俣線との交点に至り、同地点から市道川久保・三俣線を南進し、県道大東・相良線との交点に至り、同地点から県道大東・相良線を西進し、県道相良・大須賀線を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

9 和田公園周辺特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

主要地方道吉田大東線と市道牛渕谷田部線との交点を起点とし、主要地方道吉田大東線を東進し、県道菊川榛原線に至り、県道菊川榛原線を東南に進み、市道和田牛渕線との交点に至る。市道和田牛渕線を南下し、市道牛渕谷田部線との交点に至り、市道牛渕谷田部線を北上し起点に至る一円の区域。

(2) 存続期間

令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

10 鮫島地区特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

鮫島41号線と鮫島45号線の交点を起点とし、同地点から鮫島45号線を南下し、鮫島46号線との交点に至り、同地点から鮫島46号線を南下し、鮫島53号線との交点に至り、同地点から鮫島53号線を南下し、二級河川仿僧川の左岸堤防下との交点に至り、同地点から左岸堤防下沿いを東進し、浜部排水機場西側通路延長線上との交点に至り、同地点から浜部排水機場西側通路に沿って北進し、浜部11号線との交点に至り、同地点から浜部11号線沿いに北進し、掛塚塩新田幹線との交点に至り、同地点から掛塚塩新田幹線に沿って西進し、浜部14号線との交点に至り、同地点から鮫島と太郎馬新田の境を北進し、鮫島40号線との交点に至り、同地点から鮫島40号線を西進し、鮫島41号線との交点に至り、同地点から鮫島41号線を西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

(2) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

11 諸井浅羽特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域の拡大）

県道袋井大須賀線の旧袋井市と旧浅羽町との市町境を起点として、袋井大須賀線を南進し市道浅岡法多線との交点に至り、同地点から市道浅岡法多線を東進し市道東小篠ヶ谷線との交点に至り、同地点から市道東小篠ヶ谷線を南進し市道浅名篠ヶ谷線との交点に至り、同地点から市道浅名篠ヶ谷線を東進し市道東同笠油山線との交点に至り、同地点から市道東同笠油山線を北進し市道浅岡法多線との交点に至り、同地点から市道浅岡法多線を東進し旧袋井市と旧浅羽町との市町境に至り、市町境を北進しさらに西進し起点に至る線により囲まれた区域。

(2) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

## 12 坊瀬特定猟具（銃）使用禁止区域

### (1) 区域

市道元町坊瀬線と市道潮見坂新町線の接する地点を起点とし、同点より市道潮見坂新町線を西進し、国道42号線と接する地点に至り、同点より国道42号線を西進し、市道東宿南4号線と接する地点に至り、同点より市道東宿南4号を北進し、市道旧潮見坂線と接する地点に至り、同点より市道旧潮見坂線を西進し、県道湖西東細谷線と接する地点に至り、同点より県道湖西東細谷線を北進し、市道鈴木自動車3号線と接する地点に至り、同点より市道鈴木自動車3号線を北進し、市道東笠子17号線と接する地点に至り、同点より市道東笠子17号線を東進し、市道東笠子16号線と接する地点に至り、同点より市道東笠子16号線を北進し、市道東笠子13号線と接する地点に至り、同点より市道東笠子13号線を北進し、市道東笠子11号線と接する地点に至り、同点より市道東笠子11号線を東進し、市道東笠子6号線と接する地点に至り、同点より市道東笠子6号線を東進し、県道湖西東細谷線と接する地点に至り、同点より県道湖西東細谷線を北進し、東海道新幹線と接する地点に至り、同点より東海道新幹線を東進し、市道新町山口線と接する地点に至り、同点より市道新町山口線を南進し、市道潮見坂新町線と接する地点に至り、同点より市道潮見坂新町線を西進し、起点に至る一円の区域。

### (2) 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

### (3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））